伊根町地域防災計画 (原子力災害対策計画編)

伊根町原子力災害 住民避難計画

平成26年3月 伊 根 町

目次

1	計画の基本的事項	1
	1-1 本計画の目的	1
	1-2 本計画の位置付け	1
	1-3 本計画の性格	2
2	避難にあたっての基本的な考え方	2
4	##にめたうくの基本的な考え方	
	2·2 避難計画の運用上の確認	
	2-3 屋内退避・避難等に関する指標	
3	計画の対象範囲	
	3-1 避難計画の対象とする地域	6
	3-2 避難等の対応方針	
	(別表 1)原子力発電所防災対策の第二次避難対象地域	
	(別表 2)高浜発電所及び大飯発電所と伊根町の位置	8
4	避難に関する情報伝達	9
•	4-1 伝達先	
	4-2 伝達及び手段	
	4·3 伝達内容	
_	1.7	
5		
	5-1 緊急集合場所・避難先等	
	5-2 避難先 (避難所) の名称、連絡先等	
	5-3 ヘリポートの名称、所在地等	
	5-4 輸送計画	
	5-5 避難 (輸送) 経路	
	5-6 保育所、学校施設からの輸送	
	HYPERLINK ¥l "_Toc350254294" 5-7 避難の誘導・確認	
	5-8 町外への避難先	24
6	災害時要配慮者に対する避難支援等	. 25
	6-1 在宅要配慮者の避難	25
	6-2 在宅要配慮者の状況	. 26
	6-3 外国人に対する避難支援	. 26
	6-4 災害時要配慮者施設の避難体制	. 26
7	避難計画上の保育所、学校施設	28
1	7-1 保育施設の避難先	
	7-2 教育施設の避難先	
	7-3 学校等関係者の対応	
	7-4 放課後児童クラブ時の避難行動	
8	医療体制の確保	
	8-1 初期被ばく医療	
	8-2 救護所の開設	
	8-3 スクリーニングの実施	32
9	住民避難誘導体制	. 33
	9-1 住民避難誘導体制	
	9-2 避難誘導の際の確認事項	
1/		
1(0 住民行動 10-1 避難対象地域の住民の避難フロー	
	10-2 避難対象地域外の住民避難	J/

11 資料	斗編	38
11-1	コンクリート屋内退避候補公共施設	38
11-2	関係機関連絡先一覧	39
11-3	町内の宿泊施設一覧	40
11-4	避難時の輸送車両一覧	41
11-5	町内の医療診療施設一覧	41
11-6	町内の高齢者施設	41
11-7	町内の障害者施設	
11-8	避難確認(未確認)リスト	42
11-9	災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋	43
11-10	放射能の基礎知識	45
11-11	用語等の定義・説明	49

1 計画の基本的事項

- 1-1 本計画の目的
- 1-2 本計画の位置付け
- 1-3 本計画の性格

(参考) 本計画における用語等の定義・説明

1-1 本計画の目的

平成23年3月に東日本大震災をきっかけに発生した東京電力福島第一原子力発電所における事故を受けて、平成23年11月に国の原子力安全委員会(当時)において、原子力災害対策の対象区域として、「予防的防護措置を準備する区域(PAZ)」、「緊急時予防措置を準備する区域(UPZ)」が設定された。

また、平成24年9月に発足した原子力規制委員会において、原子力災害が発生した場合の対応策として「原子力災害対策指針」が定められ、対象となる自治体では、緊急時等の対策が必要とされた。

伊根町(以下「本町」という。)は、町域の東部が高浜発電所から 30km 圏内にあり、UPZ の圏域に含まれることとなったため、原子力災害対策及び原子力災害発生時の住民避難計画を定めることが必要となった。

本計画は、高浜原子力発電所において緊急事態等が発生した場合の住民等の避難等の実施 について必要な事項を定めるものである。

1-2 本計画の位置付け

伊根町原子力災害住民避難計画(以下、「本計画」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号、以下「原災法」という。)に基づき、本町の原子力災害対策の基本となる「伊根町地域防災計画(原子力災害対策編)」の一部を構成するものである。(※資料編11-9に条文掲載)

なお、本計画は、伊根町地域防災計画(原子力防災対策編)と連動し、国の原子力災害対 策指針、指標、基準等の見直しが行われた場合には、適宜見直しを行うものとする。

1-3 本計画の性格

原子力災害発生時の緊急事態における防護対策は、事前準備段階、初期対応段階、中期対 応段階、復旧段階に分けることができる。

各段階の主な取り組みとして、準備段階では緊急時を想定した計画の検討、初期対応段階では極めて短期間のうちに原子力災害の影響を可能な限り最小限に抑えるための迅速な対応を行うことである。中期対応段階では初期の防護措置の変更や解除、長期防護措置の検討を行うこと、復旧段階では被災地域の長期的な復旧計画の策定、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行うことである。

特に初期対応段階においては、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、住民 等への影響発生を回避するため、原子力施設から一定の範囲の地域において避難等の予防的 防護措置を講じなければならない。

この初期対応段階における予防的防護措置を混乱なく円滑に実行するため、本計画は、 高浜原子力発電所での事故の連絡を受けた直後から避難完了までの対応を定めるものである。

2 避難にあたっての基本的な考え方

- 2-1 避難計画の対象地域
- 2-2 避難等の対応方針
- 2-3 屋内退避・避難等に関する指標

2-1 避難にあたっての基本的な考え方

- ①高浜発電所から半径 30 km圏内の全住民を重複なく、いずれかの施設にそれぞれ収容できるように避難所等を指定する。
- ②避難するいずれの住民も、高浜発電所から遠ざかる方向に移動するように配慮する。
- ③住民に対する避難先での行政サービスの提供を考慮し、町内施設等への避難を基本とする。
- ④実際の運用にあたっては、原子力発電所における事故等の状況に応じ、国が示す判断基準に基づき、国及び京都府が行う緊急時の環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)による測定結果により、本計画を柔軟に応用して対応する。

2-2 避難計画の運用上の確認

原子力発電所の事故等の情報を早急かつ正確に収集し、国、関西電力㈱、京都府等とそれ ぞれ協議の上、必要に応じて以下の避難体制の段階的な実施により、住民に混乱が生じない よう配慮する。

なお、避難計画の運用方法については、別途「避難計画運用マニュアル」を作成する。

段階	避難体制等	実施主体
Α	① 原子力発電所での事故の連絡があれば、緊急時モニタリング の実施。	京都府・町 (総務課・住 民生活課)
	② 一定レベル(防護対策指標)を超える恐れがあるときは、 屋内退避を指示。	町対策本部
В	屋内退避後 2~3 日程度しても、事故の終息をみない場合は、放射性物質の放出量、気象条件、モニタリング結果を考慮し、概ね20 km圏域の住民避難を実施。	町対策本部
\downarrow		
С	その後、事故の状況により、概ね 30 km圏域の住民避難体制をとる。	町対策本部

2-3 屋内退避・避難等に関する指標

高浜発電所の緊急事態における避難等の指示については、緊急時モニタリングによる測定結果、運用上の介入レベル(OIL)の値の値を超えた場合、実施される。

表1 0 | Lと防護措置について

	基準の 種類	基準の概要	初	J期設定値 ^{※1}		防護措置の概要
緊急防護措	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、 不注意な経口摂取による被 ばく影響を防止するため、 住民等を数時間内に避難や 屋内退避等させるための基 準	$500\mu\mathrm{Sv/h}$ (地上 $1\mathrm{m}$ で計測した場合の空間放射線量 $^{\mathrm{x*}^2}$)			数時間内を目途に区域 を特定し、避難等を実 施。(移動が困難な者の 一時屋内退避を含む)
措 置	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚 染からの外部被ばくを防止	β線 (皮膚から数 c	: 40,000 cpn em での検出		避難基準に基づいて避 難した避難者等をスク
		するため、除染を講じるための基準	β線: 13,000α (皮膚から数 α			リーニングして、 基準 を超える際は迅速に除 染。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、 不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、 地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	(地上1m で計	20 μ Sv/h 測した場合の 率 ^{※2})	1日内を目途に区域を 特定し、地域生産物の 摂取を制限するととも に、1週間程度内に一 時移転を実施。	
~	る	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種 濃度測定を実施すべき地域 を特定する際の基準	(地上1mで計	D.5 μ Sv/h ^{*6} 測した場合の 率 ^{*2})	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	
飲食物摂取	OIL6	経口摂取による被ばく影響 を防止するため、飲食物の 摂取を制限する際の基準	品魚、その他		1週間内を目途に飲食 物中の放射性核種濃度 の測定と分析を行い、	
制			放射性ヨウ素 300Bq/kg 2,000Bq/kg [※]		基準を超えるものにつ き摂取制限を迅速に実	
限※9			放射性セシウム	$200\mathrm{Bq/kg}$	$500 \mathrm{Bq/kg}$	施。
			プルトニウム及 び超ウラン元素 のアルファ核種	1Bq/kg	$10 { m Bq/kg}$	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間 放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、 判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が $20cm^2$ の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120Bq/cm^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、

計数率の換算が必要である。

- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- **※**7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

【対応手順】

- ① 原子力事業者から、国、京都府、本町等へ異常事態の発生報告
- ② 緊急時モニタリングの実施
- ③ 国から京都府に対する避難等の指示
- ④ 京都府から本町に対する避難等の指示
- ⑤ 町災害対策本部は、住民等の避難等を迅速、的確に実施
- ※②~④は、オフサイトセンターにおいて、一連の対応がなされるもの。

3 計画の対象範囲

- 3-1 避難計画の対象地域
- 3-2 避難等の対応方針

(参考1)原子力発電所防災対策の第二次避難対象地域

(参考2) 高浜発電所と伊根町の位置

3-1 避難計画の対象とする地域

伊根町は、町域の一部(東部)が高浜原子力発電所から半径 30 km内にあり、国の原子力安全委員会が提唱した「緊急時予防措置を準備する区域(UPZ)」(実用発電用原子炉に係る原子炉施設から半径 30 kmの範囲)に含まれている。

このことから、高浜原子力発電所で発生した事故等有事の際には、国、事業者(関西電力 (株)、京都府等との協議により、災害対策基本法に基づき、町長は必要に応じて、次の区域を 対象に避難指示を発令する。

表2 避難計画の対象とする地域

項目	高浜発電所の緊急時防護措置を準備する区域		
集落数	19 [自治区	
人口	1, !	559 人	
世帯数	579	9 世帯	
避難対象地域(自治区)	日出(ひで) 高梨(たかなし) 西平田(にしひらた) 東平田(ひがしひらた) 大浦(おおうら) 立石(たてび) 亀山(かめやま) 大原(おい) 新井(にい)	泊(とまり) 津母(つも) 峠(とうげ) 畑谷(はただに) 井室(いむろ) 六万部(ろくまんぶ) 野室(のむろ) 湯之山(ゆのやま) 成(なる)	
原子力発電所から 30 km圏町域面積	16. 95k m²		

(人口、世帯数は平成22年国勢調査(10月1日現在))

3-2 避難等の対応方針

住民避難の実施に際しては、「2-2避難計画の運用上の確認」のとおり、原子力発電所の事故の規模等に応じて、緊急時モニタリングによる測定結果を踏まえ、国や京都府、関西電力 (株などと協議し、時間的な進展を考慮し、屋内退避、避難の対象となる区域を定める。概ねの対応方針は「表1 OILと防護措置について」のとおりとする。

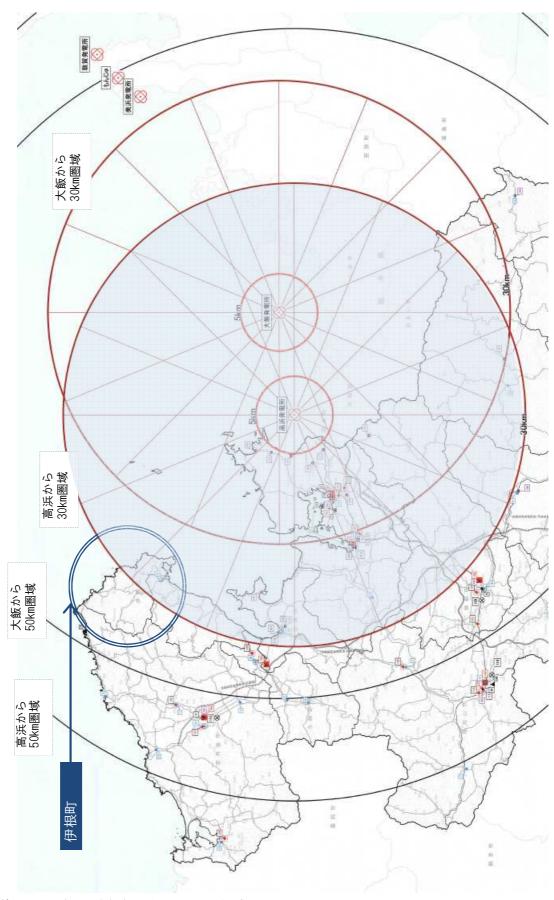
また、町は、原子力緊急事態において設置される事故対策本部並びに京都府災害対策本部に職員をそれぞれ配置し、情報の把握と関係機関との緊密な連携を図る。町はあらかじめ本部並びにセンターに配置する担当職員を指名しておくものとする。

(別表1)原子力発電所防災対策の第二次避難対象地域

番	ήων	+++ ++- */-	LD	うち、要配慮者		
号	自治区	世帯数	人口	世帯数	人口	
1	日出 (ひで)	62	147			
2	高梨(たかなし)	45	116			
3	西平田(にしひらた)	40	125			
4	東平田(ひがしひらた)	59	164			
5	大浦(おおうら)	10	30			
6	立石(たていし)	62	195			
7	耳鼻(にび)	34	76			
8	亀山(かめやま)	35	100			
9	大原(おおはら)	41	97			
10	新井(にい)	41	102			
11	泊(とまり)	37	90			
12	津母(つも)	31	65			
13	峠(とうげ)	19	44			
14	畑谷(はただに)	3	4			
15	井室(いむろ)	21	54			
16	六万部 (ろくまんぶ)	13	79			
17	野室(のむろ)	11	33			
18	湯之山 (ゆのやま)	6	20			
19	成(なる)	9	18			
	合計(UPZ 内)	579	1, 559			

(人口、世帯数は平成22年国勢調査(10月1日現在)。要配慮者は平成24年8月29日現在)

(別表 2) 高浜発電所及び大飯発電所と伊根町の位置



※朱線の円は、高浜、大飯各発電所から 30 km圏域を示す。

避難に関する情報伝達

- 4-1 伝達先
- 4-2 伝達及び手段
- 4-3 伝達内容

4-1 伝達先

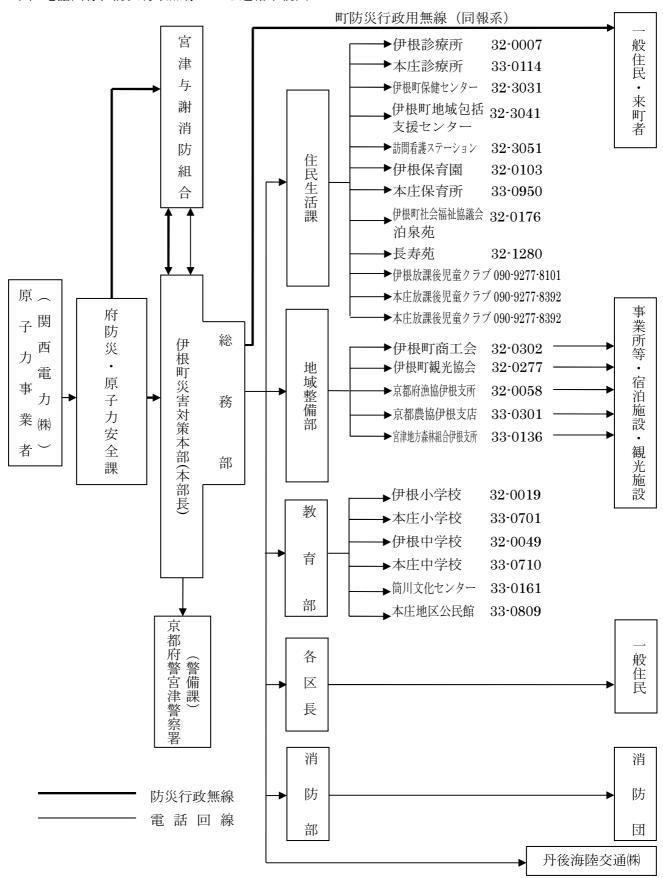
UPZ内(高浜発電所から30km圏内)の自治区(19自治区)の連絡先は、下表のとおり。 なお、UPZに入らない(高浜発電所から30km圏外)自治区には、町防災行政用無線(同 報系)を使用した放送で現状等を伝達する。

確 認 欄	番号	UPZ内の自治区	連絡先	電話番号	携帯電話番号
	1	日出(ひで)	区長	0772-32-0000	000-0000-0000
	2	高梨(たかなし)			
	3	西平田(にしひらた)			
	4	東平田(ひがしひらた)			
	5	大浦(おおうら)			
	6	立石(たていし)			
	7	耳鼻(にび)			
	8	亀山(かめやま)			
	9	大原(おおはら)			
	10	新井(にい)			
	11	泊(とまり)			
	12	津母 (つも)			
	13	峠(とうげ)			
	14	畑谷(はただに)			
	15	井室(いむろ)			
	16	六万部(ろくまんぶ)			
	17	野室(のむろ)			
	18	湯之山(ゆのやま)			
		成(なる)			びよ 94 年 10 日 七 珥 か)

※毎年度、あるいは役員交代時に、連絡先を確認すること。 (平成24年10月末現在)

4-2 伝達及び手段

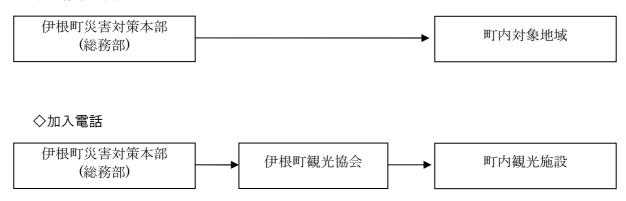
(1) 電話回線、防災行政無線による連絡系統図



(2) その他の情報伝達手段

有線と町防災行政無線(同報系)のほか、以下の方法により、対象地域の住民、事業所、 来町者(観光客等)に対して速やかな帰宅又は避難を指示する。

◇広報車巡回



4-3 伝達内容

警戒広報から屋内退避、避難までの有線放送、防災行政無線(同報系)による広報・伝達 内容は、以下のとおりとする。

なお、広報車による現地巡回広報は、この例文に準じる。

(1) 警戒広報(ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと)

こちらは、伊根町役場です。

(本部設置後は、「伊根町災害対策本部からお知らせします。」)

高浜原子力発電所で事故が発生しました。原子力発電所の事故は、まだ、収まっていませんが、現在のところ、放射性物質は外部に漏れていません。

繰り返します。放射性物質は外部に漏れていません。

続いて、○○地区、△△地区の皆さんにお知らせします。

すぐに避難する必要はありません。ただし、今後の状況によっては屋内退避、 あるいは避難を指示(命令)することがあります。

新しい情報が入るまで、無用な外出は控え、自宅にとどまり、町からのお知らせ、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

この区域内の観光客の皆さん、事業所の従業員の皆さんは従業員の帰宅準備をお願いします。〇〇、〇〇の近くにいる皆さんは、帰宅準備、宿泊先に戻る準備をお願いします。

今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。

続いて、◇◇地区、◎◎地区の皆さんにお知らせします。

特別な対応は必要ありません。新しい情報が入るまで、無用な外出は控え、町からのお知らせ、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。

(以上、繰り返し)

こちらは、伊根町役場でした。

(2) 屋内退避指示時(ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと)

伊根町災害対策本部からお知らせします。

高浜原子力発電所で事故が発生しました。原子力発電所の事故は、まだ、収まっていませんが、万が一の場合に備えて、災害対策本部では次の区域の皆さんに自宅などに退避していただくことを決定しました。

自宅などに退避していただく区域は、○○地区、××地区です。

(※もう一度、繰り返す)

対象区域の皆さまは、家の中に入り、窓やドアを閉めて、エアコンや換気を止めてください。外から帰ってきた人は顔や手を洗い、うがいをして下さい。

この区域内の観光客の皆さん、事業所の従業員の皆さんは、帰宅又は屋内退避して下さい。

○○、○○の近くにいる皆さんは、帰宅するか、宿泊先又は近くの公共施設に 行ってください。

○○地区、××地区内の交通は規制されますので、警察官や本部派遣員などの 誘導、指示に従って、区域外に退出してください。

今後も、およそ 15 分毎に防災行政無線で状況をお知らせします。また、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

続いて、◇◇地区、◎◎地区の皆さんにお知らせします。

◇◇地区、◎◎地区の皆さんは、特別な対応の必要はありませんが、無用な外出は控えてください。

(※もう一度、繰り返す)

落ち着いて、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。 今後も、およそ 15 分毎に防災行政無線で状況をお知らせします。また、状況に 変化があった場合は、直ちにお知らせします。

(以上繰り返し)

こちらは伊根町災害対策本部でした。

※下線の文は必要により加える。

(3) 避難指示時(ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと)

伊根町災害対策本部からお知らせします。

高浜原子力発電所で事故が発生しました。原子力発電所の事故は、まだ、収まっていませんが、万が一の場合に備えて、災害対策本部では、次の地域の皆さんに避難していただくことを決定しました。

(※もう一度、繰り返す)

避難していただく地区毎の集合時間と集合場所をお知らせします。

○○地区の皆さんは、○○時○○分までに、○○集会場に集合してください。 ××地区の皆さんは、○○時○○分までに、□□集会場に集合してください。 避難する際には、火の元を締めて、戸締まりをしてください。

持ち物は貴重品や着替えなど最小限にして、<u>マスクや上着を着用して、</u>歩いて お集まりください。

避難する時は、避難した目印として、自宅の玄関や門の見えるところに、白いタオルを掲示してください。

集合場所まで自家用車で避難する方は、近所の方を誘い、安全運転でゆっくり走ってください。

この地区内にいる観光客の皆さんは、緊急集合場所に移動して下さい。

続いて、◇◇地区、◎◎地区の皆さんにお知らせします。

(※もう一度、繰り返す)

皆さんは、避難の必要はありません。あわてず、落ち着いて、今後の情報に十 分注意し、無用な外出は控えてください。

困ったことがありましたら、伊根町災害対策本部へご連絡ください。

(以上繰り返し)

こちらは伊根町災害対策本部でした。

※下線の文は必要により加える。

5 避難誘導及び住民の輸送

- 5-1 緊急集合場所·避難先等
- 5-2 避難先(避難所)の名称、連絡先等
- 5-3 ヘリポートの名称、所在地等
- 5-4 輸送計画
- 5-5 避難(輸送)経路
- 5-6 保育所、学校施設からの輸送
- 5-7 避難の誘導・確認
- 5-8 町外への避難方法、避難先

5-1 緊急集合場所·避難先等

緊急集合場所から避難先(避難所)への住民輸送の手段は、町災害対策本部が輸送車両(バス等)を準備する。

番号	自治区	人口	緊急集合場所	避難先(避難所)(案	<u>;</u>)
1	日出(ひで)	147			
2	高梨(たかなし)	116			
3	西平田(にしひらた)	125			
4	東平田(ひがしひらた)	164	筒川文化センター		
5	大浦(おおうら)	30	(本庄中学校)		
6	立石(たていし)	195			
7	耳鼻(にび)	76			
8	亀山(かめやま)	100			
9	大原(おおはら)	97			
10	新井(にい)	102		(調整中)	
11	泊(とまり)	90			
12	津母(つも)	65			
13	峠 (とうげ)	44	本庄小学校		
14	畑谷(はただに)	4			
15	井室(いむろ)	54			
16	六万部 (ろくまんぶ)	79			
17	野室(のむろ)	33			
18	湯之山(ゆのやま)	20	筒川文化センター		
19	成(なる)	18	(本庄中学校)		
	合計 (UPZ内)	1, 559	2 か所	1 か所	

※周辺の駐車場を含めて駐車台数を確認。(人口は平成22年国勢調査(10月1日現在))(平成24年10月末現在)

5-2 避難先(避難所)の名称、連絡先等

UPZ (30 km) 外の避難所は次のとおりである。

番号	分類	地区名	避難場所	収容 人数	避難所 管理責任者	電話番号
1	主	本庄広域	本庄地区公民館	200	教育長	
2	主	筒川広域	筒川文化センター	300	教育長	
3	補助	本庄広域	本庄小学校	300	学校長	
4	補助	筒川広域	筒川上区集会所	100	区長	
5	第 3	本庄上	本庄中学校	300	学校長	
6	第 3	本庄宇治	本庄宇治集会所	70	区長	
7	第 3	本庄宇治	来迎寺	200	来迎寺総代	
8	第 3	本庄浜	本庄浜公民館・延命寺	130	区長 延命寺総代	
9	第 3	長延	長延公民館	30	区長	
10	第 3	蒲入	蒲入集会所	30	区長	
11	第 3	越山	越山公民館	30	区長	
12	第 3	滝根	滝根公民館	30	区長	
13	第 3	菅野	菅野公民館	80	区長	
14	第 3	寺領	山の家	50	区長	
		合計		1, 850		
17	福祉	本庄上	伊根町国民健康保険本庄 診療所		所長	7 24 年 10 日末現在)

(平成 24 年 10 月末現在)

^{※「}避難所」は、必要に応じて適宜見直しを行う。

[※]周辺の駐車場を含めて駐車台数を確認しておくこと。

5-3 ヘリポートの名称、所在地等

ヘリポートの名称、所在地等は次のとおりである。

番号	名	称	所在地	面積(㎡)	電話番号	UPZ(30 km) 内の有無
1	宮津高校伊根分校グラウ	ンド	日出	6, 300	32-0052	内
2	伊根中学校グラウンド		平田	9, 917	32-0049	内
3	伊根小学校グラウンド		平田	7, 000	32-0019	内
4	旧朝妻小学校グラウンド		大原	6, 357	_	内
5	本庄中学校グラウンド		本庄上	9, 000	33-0710	外
6	本庄小学校グラウンド		本庄浜	5, 980	33-0701	外
7	桜が丘運動公園グラウン	۴	本坂	11, 375	33-0818	外

(平成24年10月末現在)

5-4 輸送計画

次の車両 (バス等) により、住民避難のための輸送 (集団避難) を図る。

番号	区分	台数 (台)	輸送人数 (人)	摘要
1	民間バス (町営コミュニティバス、路線バス)	15	450	災害時輸送協定締結 主に75歳以上高齢者の 避難所への移動に使用 (対象者440人/定員 30人=14.7台)
2	公用車(マイクロバス)	1	25	主に 75 歳以上高齢者の 緊急集合場所への移動
3	公用車(ワゴン車(ハイエース))	2	18	※ぶ乗ら場所への移動 に使用
4	公用車(普通車)	18	54	避難先導に使用
5	スクールバス 2台 52人	2	52	小中学校避難に使用
	合計	38	599	

(平成25年2月末現在)

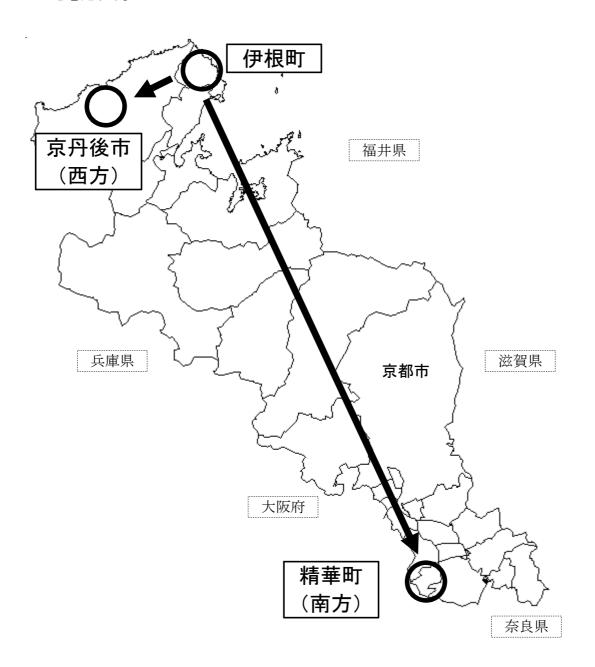
避難の輸送は、多数の車両(バス、自家用車等)が避難地域等に集中することが想定されるため、避難の優先順位、道路状況、避難輸送車両の運転手の手配、ピストン輸送の実施等を勘案し、事前に宮津警察署と協議の上、実施するものとする。

^{※ 「}ヘリポート」は、必要に応じて適宜見直しを行う。

5-5 避難(輸送)経路

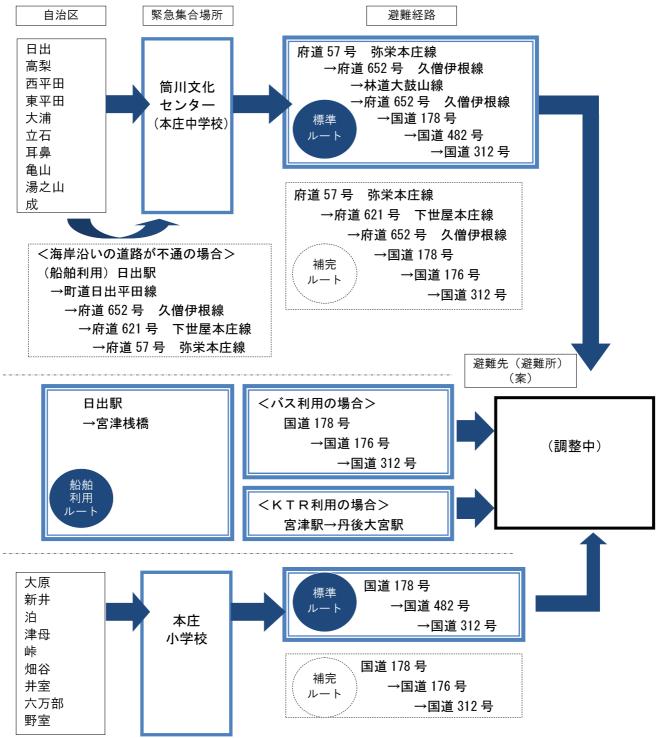
UPZ (30 km) 内の自治区 (19 自治区) から、UPZ外の避難先(避難所) への避難(輸送)経路は、次のとおりである。

なお、被災状況により、西方の京丹後市方面又は南方の精華町方面に避難(輸送)することを想定する。



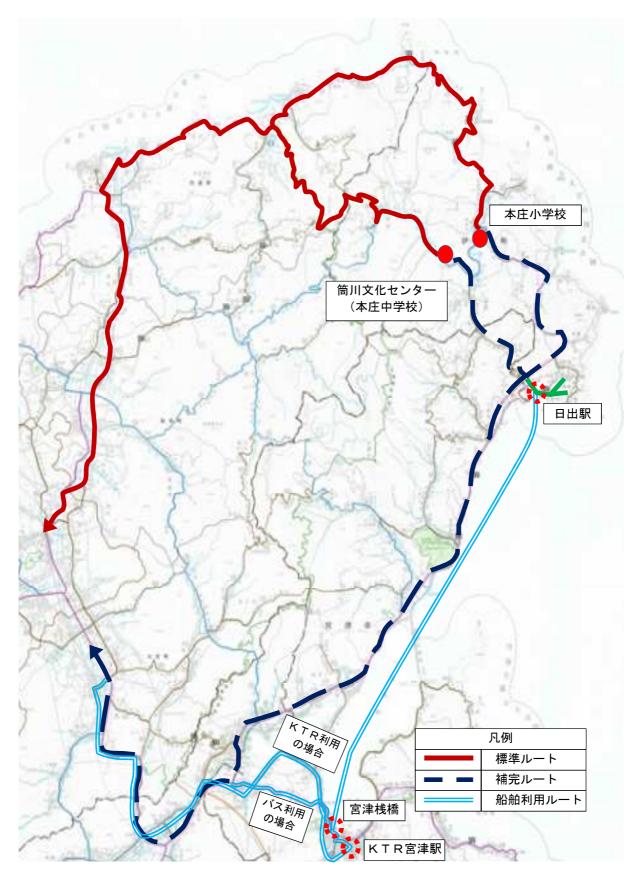
(1) 京丹後市方面(西方)への避難(輸送)経路

京丹後市方面への避難(輸送)経路は、被災状況に応じて最善の経路を選択する。

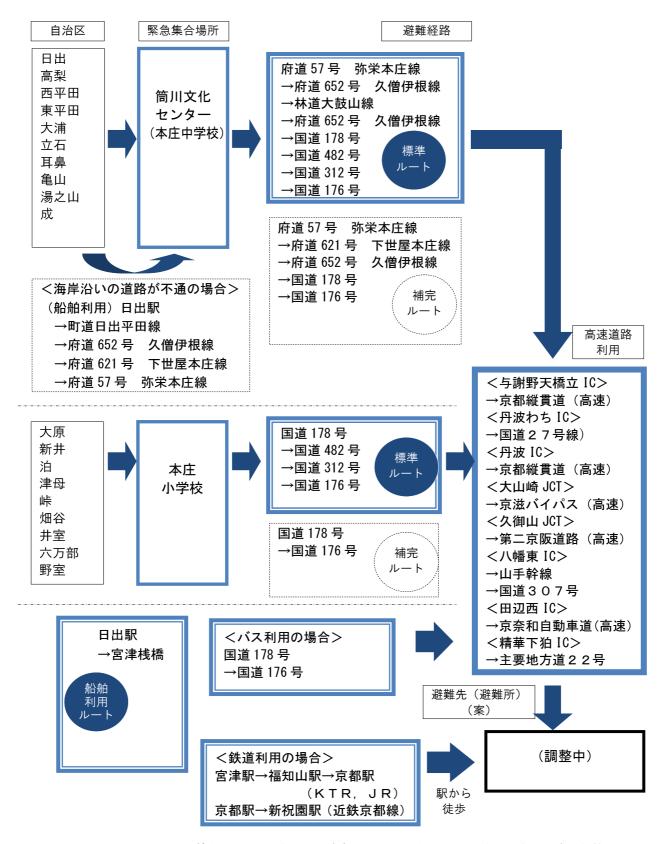


※補完ルートは、何らかの事象によって標準ルートが通行不可能な場合の代替ルート

京丹後市方面(西方)への避難(輸送)経路図

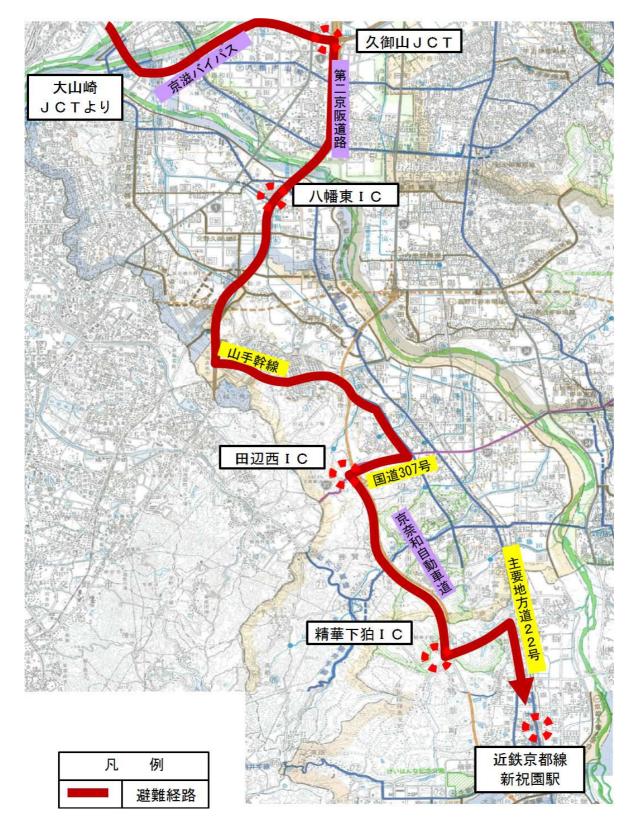


(2) 精華町方面(南方)への避難(輸送)経路 精華町方面への避難(輸送)経路は、被災状況に応じて最善の経路を選択する。



※補完ルートは、何らかの事象によって標準ルートが通行不可能な場合の代替ルート

精華町方面(南方)への避難(輸送)経路図



5-6 保育所、学校施設からの輸送

在校園中において原子力災害が発生し、「避難指示」が出されたときは、各保育所、小・中学校、高校分校と連絡調整の上、園児、児童生徒及び学校関係者を一旦、避難所までバス輸送を行い、その後、状況に応じて、緊急集合場所、避難所で保護者に引き渡す。

5-7 避難の誘導・確認

避難対象地域の住民の避難誘導、避難完了の確認は、下記の要領によるものとする。

(1) 避難誘導時の警察、消防との連携

町災害対策本部は、避難対象地域の住民に避難指示を出す段階で、宮津警察署と交通 規制の場所、規制予定時間、避難対象地域の確認等を調整するとともに、宮津与謝消防 署(橋北分署)に対して、避難対象地域の避難指示巡回広報を依頼する。

(2) 避難誘導時の地域、消防団との連携

町災害対策本部は、避難対象地域の緊急集合場所へ町災害対策本部職員を派遣し、対象地域の区長及び消防団員と連携し、バス避難の住民と自家用車避難の住民を確認するとともに、バス乗車の氏名、世帯構成等人員を確認する。

(3) 自家用車での避難(個別避難)についての対応

町は、平常時から自治区毎の避難方法と緊急集合場所の周知徹底を図る。

避難所を見直した際は速やかに当該自治区の住民に周知を行う。

また、自家用車で避難する住民が多数想定されるため、緊急集合場所等の近隣での駐車場を事前に確保しておく。

町災害対策本部から避難指示が発令された段階で、自家用車で避難する住民は緊急集 合場所に集合し、当該区長へ氏名、世帯人数を申し出るとともに、町の用意した車両 (バス等)とともに避難所へ避難する。

(4) 避難対象地域の避難完了の確認方法

町災害対策本部職員と消防団が班を編成し、戸別訪問の上、一戸ずつ確認する。 なお、避難対象地域の住民が外出等により避難未確認の場合は、「避難確認(未確認) リスト」に基づき、区長及び指定避難所係員に引継ぎ、安否確認を引き続き行う。

(5) 避難完了の報告

町災害対策本部職員は、避難の確認を完了した後、本部へ「避難完了」を報告する。 報告を受けた町災害対策本部は、警察署、消防署にそれぞれ避難完了報告を行う。

(避難の誘導・確認フロー)

段階

活動等

準備

町災害対策本部が、避難対象地域の住民に避難指示を出す段階

- ① 宮津警察署と、交通規制の調整(場所、予定時間、避難対象地域)
- ② 宮津与謝消防署(橋北分署)に、避難対象地域の避難指示巡回広報を依頼

避難 指示

- ① 町災害対策本部は、所定の方法で避難対象地域の住民等に避難を指示
- ② 町災害対策本部は、所定の方法で関係機関との相互連絡をとり、連携を図る

緊急 集合 場所 町災害対策本部は、避難対象地域の緊急集合場所へ本部職員を派遣。 本部派遣職員は対象地域の区長及び消防団員と連携して次のことを行う

- ① 緊急集合場所に集合した住民を「避難確認(未確認)リスト」を用いて確認する
- ② 避難所行きのバス乗車の氏名、世帯構成等人員を確認する
- ③ 自家用車で避難する住民については避難を確認した後、避難所行きのバスと 一緒に避難所へ避難させる

+

避難 確認

- ① 町災害対策本部職員と消防団が班を編成し、戸別訪問の上、一戸ずつ確認する
- ② 避難対象地域の住民が外出等により避難未確認の場合は、「避難確認(未確認)リスト」に基づき、区長及び指定避難所係員に引継ぎ、安否確認を引き続き行う。
- ③ 本部派遣職員は、避難の確認を完了した後、本部へ「避難完了」を報告する
- ④ 報告を受けた町災害対策本部は、警察署、消防署にそれぞれ避難完了報告を行う

避難 所

5-8 町外への避難先

町外へ避難する場合、現在想定している京丹後市や精華町と調整のうえ、具体的な避難先 を決定する。

6 災害時要配慮者に対する避難支援等

- 6-1 在宅要配慮者の避難
- 6-2 在宅要配慮者の状況
- 6-3 外国人に対する避難支援
- 6-4 災害時要配慮者施設の避難体制

6-1 在宅要配慮者の避難

- (1) 情報共有機関及び避難協力機関
 - · 宮津与謝消防署(橋北分署)
 - · 伊根町消防団
 - 宮津警察署
 - 伊根町社会福祉協議会
 - · 伊根町民生児童委員協議会
 - · 各自治会

(2) 在宅要配慮者の避難支援体制

「伊根町災害時要配慮者避難支援プラン」に基づき、情報伝達体制、避難支援体制を整備 し、要配慮者の避難を支援する。

特に、在宅の要配慮者の避難誘導は、その時の状況や要配慮者の状態によって柔軟に対応する必要があることから、町災害対策本部が避難指示を出す段階で、住民生活部は、輸送計画を担当する総務部と調整し、また、情報を共有している機関とも連絡を密にし、避難支援の協力を求め、必要な人員や車両(バス等)の確保に努める。

なお、在宅の要配慮者が避難する際には、同居する家族が同伴することを原則とする。

(3) 在宅要配慮者の避難施設(福祉避難所)

町内で UPZ (30 km) 圏外の福祉避難所は次のとおり。

避難所	収容人数	所在地	電話番号
伊根町国民健康保険 本庄診療所		伊根町字本庄上 1019-1	33-0114

(平成24年10月末現在)

6-2 在宅要配慮者の状況

災害時要配慮者の状況は、「車椅子生活で介助が必要」、「障害者トイレが必要」、「認知証による理解が苦手」など、多様なケースがあるため、指定する避難所での長期的な生活が困難なケースも予想される。

このようなケースでは、住民生活部は要配慮者のニーズに合わせて、福祉避難所の開設や社会福祉施設等と調整し、要配慮者の避難生活を支援する。

なお、在宅要配慮者の地区別の状況は別表(次頁)のとおり。

6-3 外国人に対する避難支援

日本語での情報が十分理解できない外国人の避難誘導については、身ぶり、手ぶりによるコミュニケーションを図り、孤立させないよう配慮する必要がある。

また、避難情報については、多言語による情報提供が必要な場合も想定されることから、外国人向けの避難誘導マニュアルを作成する。

6-4 災害時要配慮者施設の避難体制

(1) 災害時要配慮者施設の状況

町内の災害時要配慮者施設は 6 か所ある。そのうち、特別養護老人ホーム、ケアハウス福寿荘、伊根デイサービスセンターは併設されている。

施設	入所者数 (定員)	所在地	電話番号	備考
特別養護老人ホーム 長寿苑	30 人			
軽費老人ホームケアハウ ス福寿荘	_	伊根町字六万部 154	32-1280	UPZ圏内
伊根デイサービスセンタ -	_			
小規模多機能型居宅介護 事業所おきなぎの家	18人	伊根町字平田 151-1	32-3456	UPZ圏内
伊根町総合保健施設	_		32-3031	
伊根町国民健康保険伊根 診療所	_	伊根町字日出 646	32-0007	UPZ圏内
伊根町国民健康保険本庄 診療所	_	伊根町字本庄上 1019-1	33-0114	UPZ圏外

(平成 24 年 10 月末現在)

(2) 災害時要配慮者施設の避難

施設入居者の避難方法、避難先(受入先)について、伊根町が関係機関と別途調整し、別に定める「伊根町災害時要配慮者施設避難計画(仮称)」により定める。

(別表) 災害時要配慮者世帯及び人数

番号	自治区	世帯数	人数	移送担当	備考
1				住民生活課	
2				住民生活課	
3				住民生活課	
4				住民生活課	
5				住民生活課	
6				長寿苑	
7				長寿苑	
8				長寿苑	
9				社協	
10				長寿苑	
11				社協	
12				長寿苑	
13				長寿苑	
14				社協	
15				長寿苑	

(平成24年8月29日現在)

7 避難計画上の保育所、学校施設

- 7-1 保育施設の避難先
- 7-2 教育施設の避難先
- 7-3 学校等関係者の対応
- 7-4 放課後児童クラブ時の避難行動

7-1 保育施設の避難先

番号	施設名	保育状況	所在地	電話番号	避難先(所)
1	伊根町立 伊根保育園	1~5 歳児	伊根町字亀島 780 の 3	0772-32-0103	筒川文化センター
2	伊根町立 本庄保育所	2~5 歳児	伊根町字本庄浜 92	0772-33-0950	本庄小学校

(平成 24 年 10 月末現在)

7-2 教育施設の避難先

番号	施設名	所在地	電話番号	避難先(所)
1	伊根町立 伊根小学校	伊根町字平田 426	0772-32-0019	筒川文化センター
2	伊根町立 本庄小学校	伊根町字本庄浜 68	0772-33-0701	本庄小学校
3	伊根町立 伊根中学校	伊根町字平田 430	0772-32-0049	筒川文化センター
4	伊根町立 本庄中学校	伊根町字本庄上 607	0772-33-0710	本庄小学校
5	京都府立宮津高等 学校伊根分校	伊根町字日出 252	0772-32-0052	筒川文化センター

(平成24年10月末現在)

7-3 学校等関係者の対応

原子力発電所の異常事象(事故等)により、影響が想定されるとき、保育所、各小中学校、 高校の具体的対応は次のとおりとする。

なお、在校園中において、原子力災害が発生した場合、保育所長、各小中学校及び高校の校長は、町災害対策本部からの情報提供と指示に基づき、園児、児童生徒及び教職員の安全確保を図るため、教職員への事故状況の周知徹底、園児、児童生徒数の確認、保護者への連絡等を優先して行う。

特に、町災害対策本部から屋内退避等の指示があった場合は、所長、学校長は、園児、児童生徒及び教職員を校舎から外出させない措置をとり、町災害対策本部へ状況報告の上、園児、児童生徒の帰宅は、別に指示あるまで保育所、各学校で待機させる。

園児、児童生徒が在宅中の場合は、自宅、地域の避難行動をとる。

(1) 重大なトラブル発生の通報が町にあったとき

- ・災害対策体制の設置及び町災害対策本部からの情報伝達を行う。
- ・園児、児童生徒及び教職員など関係者の確認を行う。
- ・保護者連絡を除き、緊急でない電話の通話は控える。
- ・有線テレビ、防災行政無線、また、テレビ、ラジオ、インターネット等による情報を収 集する。
- ・状況に応じて、町との連絡調整し、保護者に迎えを依頼の上、保育所長、各小中学校の 校長は、園児、児童生徒を帰宅させる措置をとる。

(2)「屋内退避」の指示があったとき

- ・教室などの校舎内に退避させる。
- ・洗顔、うがい、手洗いを行う。
- ・ドア、窓は閉め、換気扇は止める。
- ・園児、児童生徒及び教職員等の安否及び屋内退避完了を確認する。
- ・保護者に連絡する。
- ・状況に応じて、町災害対策本部との連絡調整し、保護者に連絡の上、バス下校による自 宅退避に移行する。

(3)「避難指示」があったとき

- ・町災害対策本部から避難指示を連絡する。
- ・町災害対策本部が手配したバス等に乗車させ、各保育所・学校毎に避難所へ輸送する。
- ・マスク、帽子、上着等を着用し、肌の露出が極力ないよう、園児、児童生徒及び教職員 等に指示する。
- ・園児、児童生徒及び教職員等の安否及び避難完了を確認する。
- ・状況に応じて、緊急集合場所、避難所で保護者に引き渡す。

7-4 放課後児童クラブ時の避難行動

放課後児童クラブ開所中に、原子力発電所の異常事象(事故等)により、影響が想定されるときは、速やかに保護者と連絡をとって引き渡す体制を検討する。

8 医療体制の確保

- 8-1 初期被ばく医療
- 8-2 救護所の開設
- 8-3 スクリーニングの実施

「京都府緊急被ばく医療マニュアル【暫定版】」に基づき、次のとおり対応する。

8-1 初期被ばく医療

避難時の緊急時モニタリングによる測定結果により、被ばくの可能性があると判断される 住民に対して、指定された被ばく医療機関に搬送するものとする。

《京都府丹後医療圏内の初期被ばく医療機関》

番号	医療機関	所在地	連絡先
1	京都府立与謝の海病院 (平成25年4月1日から京都府立医 科大学付属北部医療センター)	与謝郡与謝野町字男山 481	0772-46-3371
2	財団法人丹後中央病院	京丹後市峰山町字杉谷 158-1	0772-62-0791
3	京丹後市立弥栄病院	京丹後市弥栄町字溝谷 3452-1	0772-65-2003
4	京丹後市立久美浜病院	京丹後市久美浜町 161	0772-82-1500

(平成 24 年 10 月末現在)

8-2 救護所の開設

(1) 初動期

京都府と連携し、避難所に避難されてきた住民のために、救護所を設置し、住民の登録、スクリーニング、簡易な除染、行動調査及び説明を行い、放射線被ばくと放射性物質による汚染の有無を調べ、医療機関への搬送決定等を行う。

なお、原則として避難者全員に救護所の通過を義務付け、その設置場所、実施体制は、 別途、京都府等の指示を受けるものとする。

(2) 安定期

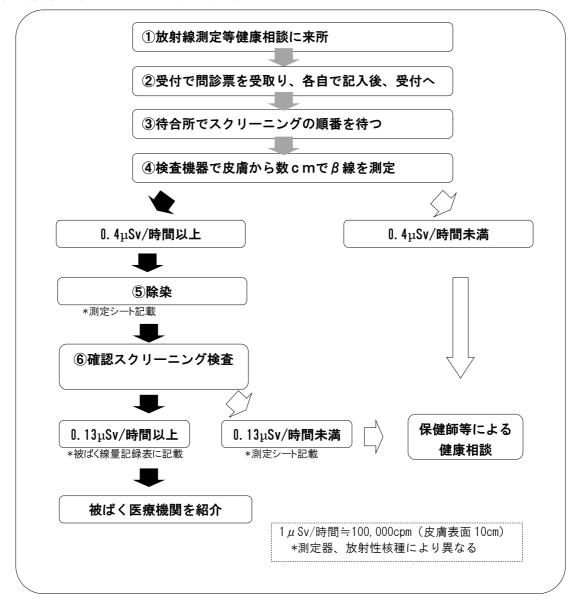
継続した治療が必要な住民や、日常から常備薬を服用している住民について、各避難所で避難所担当職員が確認を行い、住民生活部が取りまとめの上、与謝医師会の協力を得て、避難所の巡回検診の実施や各医療診察機関と連携し、医師の診察を受ける環境を整えるものとする。

また、京都府丹後保健所と連携の下、保健師を各避難所に派遣し、避難者の健康管理やストレスケアを行う。

8-3 スクリーニングの実施

原子力災害の際に放射能汚染の検査や、これに伴う医学的検査を必要とする事態が生じた 場合は、救護所(避難所)において国の緊急被ばく医療派遣チームの協力を得て、身体表面 に放射性物質が付着しているもののふるい分け(スクリーニング)を実施する。

(放射線測定(スクリーニング)の流れ)



9 住民避難誘導体制

- 9-1 住民避難誘導体制
- 9-2 避難誘導の際の確認事項

9-1 住民避難誘導体制

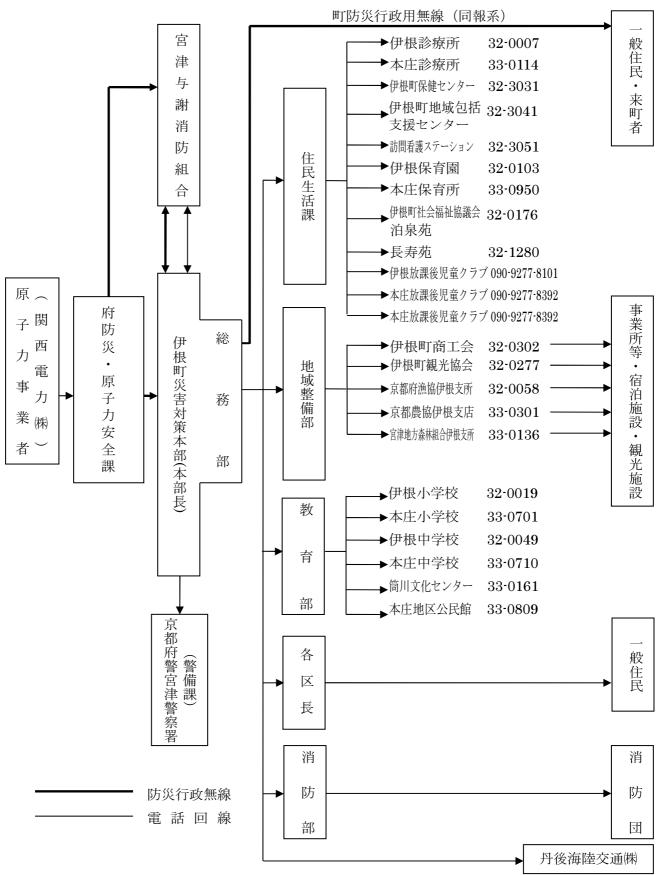
原子力発電所の事故により、伊根町長が災害対策基本法第60条(資料編11-9に条文掲載)に基づき、避難対象地域に避難指示を発令した場合、町災害対策本部は速やかに住民避難誘導体制をとるものとする。

具体的な体制は別表1及び別表2(次頁から)のとおり。

9-2 避難誘導の際の確認事項

- (1) 災害対策本部から各区長への避難指示の連絡は、情報の錯綜、混乱を避けるため、総務部を窓口とする。
- (2) 避難地域の住民を避難させるためにバス等を当該地域に派遣する場合、住民生活部は、事前に総務部と調整し、在宅の要配慮者の状況を把握しておく。
- (3) 住民生活部は、避難地域の在宅要配慮者を安全に避難させるため、各区長との連絡を密にして、消防団、社会福祉協議会などに避難支援を依頼する。
- (4) 現地へ派遣された担当職員は、避難指示の区域に住民が残っていないかを、区長や消防団と連携して確認する。

(別表1)住民避難誘導体制



(別表2) 伊根町災害対策本部各部の避難誘導にかかる事務分掌

【本部長】町長 【副本部長】副町長

部名 部長担当職 事務分掌 1) 伊根町災害対策本部の設置及び職員動員計画の作成2) 職員動員状況の把握3. 避難対象地域へ職員派遣、避難完了確認4. 防災行政無線の放送5. 有線放送の緊急放送6. 町ホームページ掲載(災害状況、避難状況等)7. 報道機関への対応8. 広報車による避難広報巡回9. 京都府、宮津警察署、宮津与謝消防組合等関係機関10. 事故等の情報収集11. オフサイトセンターとの連絡調整、職員派遣12. 関西電力㈱との連絡調整、職員派遣13. 消防団への避難誘導要請14. 避難輸送計画の作成及びバス等の派遣15. 輸送交通機関との連絡調整15. 輸送交通機関との連絡調整(災害時要配慮者対策)17. 避難所開設及び避難所担当職員の割振り18. 関係団体との連絡調整19. 避難所開設に係る必要物資の確保1. 在宅災害時要配慮者への避難支援及び状況確認2. 災害時要配慮者施設避難計画の作成	
2) 職員動員状況の把握 3) 避難対象地域へ職員派遣、避難完了確認 4) 防災行政無線の放送 5) 有線放送の緊急放送 6) 町ホームページ掲載(災害状況、避難状況等) 7) 報道機関への対応 8) 広報車による避難広報巡回 9) 京都府、宮津警察署、宮津与謝消防組合等関係機関 10) 事故等の情報収集 11) オフサイトセンターとの連絡調整、職員派遣 12) 関西電力㈱との連絡調整、職員派遣 13) 消防団への避難誘導要請 14) 避難輸送計画の作成及びバス等の派遣 15) 輸送交通機関との連絡調整 16) 住民福祉部との調整(災害時要配慮者対策) 17) 避難所開設及び避難所担当職員の割振り 18) 関係団体との連絡調整 19) 避難所開設に係る必要物資の確保 1) 在宅災害時要配慮者への避難支援及び状況確認	
(全) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	E施体制の整備
地域整備 部 長地域整備課長 1) 国道、府道の通行規制等情報収集 2) 宮津警察署との調整による町道通行止措置 3) 避難所での給水場所の設置 4) 仮設住宅建設計画の作成 5) 仮設住宅建設時の上下水道整備 6) 農作物の移動制限の対処 6) 農作物の移動制限の対処 7) 家畜等の対処指導 8) 食料の確保 9) 観光施設等の対処指導並びに観光客の対応	
教 1) 小中学校との連絡調整 2) 避難所開設準備(総務部と合同調整) 3) 学校施設の使用禁止措置 教育長 4) 京都府教育委員会との連絡調整 5) 避難児童生徒の把握及び教育環境の確保 6) 府立宮津高校伊根分校への情報伝達 出 20 工工 1) 避難誘導車の確保及び避難誘導	
部 長 納 部 部 長 2) 会計に関すること 3) 広報車による避難広報巡回応援 消 部 長 消 防 消 部 長 消 防 部 長 消 防 部 長 2) 避難広報の巡回	

※上記の事務分掌は、部単位で取りまとめているため、各課は部長等の指示により、柔軟かつ横断的に対応するものとする。

10 住民行動

- 10-1 避難対象地域の住民の避難フロー
- 10-2 避難対象地域外の住民避難

10-1 避難対象地域の住民の避難フロー

避難対象地域の住民の避難フローは以下のとおり。

段階

事故 発生

1

行動等

- ① 町からの広報やテレビ、ラジオなどから正確な情報を把握する
- ② 家族等の安否を相互に確認する
- ③ 無用な外出は控え、自宅にとどまる
- ④ 避難時の非常用持出品を準備する
- ⑤ 屋外にいる場合、帰宅準備、宿泊先に戻る準備をする

(町災害対策本部から「屋内避難指示が発令された区域」にいる場合)

屋内 退避

- ① 退避区域にいる場合、家の中に入り、窓やドアを閉めて、換気を止める。 外出から家に帰った人は顔や手を洗い、うがいをする
- ② 退避区域にいて、帰宅できない場合、できる限り近傍の建物、宿泊先、公共施設等に避難する
- ③ 町からの広報やテレビ、ラジオなどから正確な情報を把握する
- ④ 避難時の持ち物を準備する

(町災害対策本部から「避難指示が発令された区域」にいる場合)

緊急 集合 場所

型 避 難 所

- ① 隣近所へ声をかけ、助け合いながら、最寄りの緊急集合場所に避難する。
- ② 自宅から避難する際、電気、ガスの後始末、戸締まりを忘れない。
- ③ 自宅から避難する際、全世帯員が避難した家は白タオルを掲示する。
- ④ マスク、外衣を着用する。

(以降、町災害対策本部の指示に従い、落ち着いて行動する)

10-2 避難対象地域外の住民避難

避難対象地域(UPZ外)にいる妊婦や乳幼児を有する家庭を対象に、健康相談所を開設し、保健師による健康相談を実施する。

なお、健康相談の結果、避難が必要と判断された場合は、適切な避難行動を指示する。

(参考)非常時持出品の例

分類	番号	チェック	持出品
貴重品	1		現金、預金通帳、印鑑、証書 等
	2		免許証、健康保険証等(コピー可)
	3		外国人登録証、パスポート 住民票等
医薬品	4		常備薬、持病薬 等
非常食	5		飲料水
	6		食料品(缶詰、レトルト食品等)
衣類等	7		衣料品
	8		ヘルメット・帽子
	9		軍手・手袋
	10		サバイバルブランケット、レジャーシート
情報機器	11		ラジオ、電池等
	12		携帯電話、携帯充電器
照明器具	13		ライター
	14		懐中電灯
衛生品等	15		赤ちゃん用品(おむつ、ミルク、哺乳びん、母子手帳等)
	16		コンタクトレンズ、保存液
	17		簡易トイレ、トイレットペパー、ウェットティッシュ
	18		生理用品
その他	19		万能はさみ、筆記用具

11 資料編

- 11-1 コンクリート屋内退避候補公共施設
- 11-2 関係機関連絡先一覧
- 11-3 町内の宿泊施設一覧
- 11-4 避難時の輸送車両一覧
- 11-5 町内の医療診療施設一覧
- 11-3 町内の宿泊施設一覧
- 11-4 避難時の輸送車両一覧
- 11-5 町内の医療診療施設一覧
- 11-6 町内の高齢者施設
- 11-7 町内の障害者施設
- 11-8 避難確認(未確認)リスト
- 11-9 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋
- 11-10 放射能の基礎知識
- 11-11 用語等の定義・説明

11-1 コンクリート屋内退避候補公共施設

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	備考
伊根町立伊根小学校	伊根町字平田 426-2	1, 673. 75	
伊根町立伊根中学校	伊根町字平田 430 番地	1, 401. 85	
伊根町立本庄小学校	伊根町字本庄浜 68	1, 907. 95	
筒川文化センター	伊根町字本坂 279 番地	1, 012. 77	

(平成24年10月末現在)

※ 放射性物質による被ばくをより低減するため、「屋内退避」から更に大きい遮へい及び 気密効果が期待できる「コンクリート屋内退避」が有効であるため、緊急時モニタリン グによる測定結果が比較的高い場合で、避難する時間的な余裕がないときに活用を検討 する。

11-2 関係機関連絡先一覧

(1) 伊根町

名称	所在地	連絡先	
伊根町役場	伊根町字日出 651	0772-32-0501(代表)	

(平成 24 年 10 月末現在)

(2) 京都府

名称	所在地	連絡先	
丹後広域振興局 企画総務部総務室	京丹後市峰山町丹波 855	0772-62-4340(代表)	
丹後広域振興局 宮津地域総務室	京都府宮津市字吉原 2586-2	0772-22-2700(代表)	
丹後保健所	京丹後市峰山町丹波 855	0772-62-4312(代表)	
丹後土木事務所	京都府宮津市字吉原 2586-2	0772-22-3244(代表)	
府民生活部 防災・原子力安全課		075-414-4475	
文化環境部 環境・エネルギー局 環境管理課	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4709	

(平成 24 年 10 月末現在)

(3) 警察・消防機関

名称	所在地	連絡先
京都府宮津警察署	宮津市鶴賀 2151	0772-25-0110
京都府宮津警察署 伊根駐在所	伊根町字平田 93 の 14	0772-32-0101
朝妻駐在所	伊根町字井室 192 の 2	0772-32-0105
本庄駐在所	伊根町字本庄上 1018	0772-32-0112
筒川駐在所	伊根町字本坂 362 の 5	0772-32-0132
宮津与謝消防組合	宮津市字須津 413番地の 26	0772-46-6119
宮津与謝消防署 橋北分署	伊根町字日出 576	0772-32-0119

(平成 24 年 10 月末現在)

11-3 町内の宿泊施設一覧

施設名	所在地	連絡先
大平荘	〒626-0423 平田 118	32-0040
与謝荘	〒626-0423 平田 507	32-0278
倉 忠	〒626-0424 亀島 804	32-0532
蔵	〒626-0424 亀島 863-2	32-0815
鍵屋	〒626-0424 亀島 864	32-0356
えびすや	〒626-0424 亀島 896	32-0038
あめ屋	〒626-0424 亀島 305	32-0017
汐の香	〒626-0423 平田 133-2	32-0118
たいせい	〒626-0424 亀島 1017	32-0026
うらなぎ	〒626-0424 亀島 832	32-0549
おくの家	〒626-0413 泊 117	32-0854
しばた荘	〒626-0413 泊 105	32-0254
裳香庵	〒626-0413 泊 12—8	32-0507
さとみ荘	〒626-0414 六万部 149	32-0652
森下屋	〒626-0403 本庄浜 753	33-0525
港屋	〒626-0403 本庄浜 932	33-0407
おくの(5~10月のみ営業)	〒626-0424 亀島 945	32-0527
森 虎 (5~10月のみ営業)	〒626-0403 本庄浜 753	33-0056
ひがしや(5~10月のみ営業)	〒626-0401 蒲入 1028	33-0327
兵四楼	〒626-0423 平田 155	32-0055
吉村屋	〒626-0423 平田 143	32-0062
ログ&バードの森	〒626-0413 六万部 91-1	32-0418
油屋	〒626-0412 津母 570	32-0972
和亭	〒626-0412 津母 566	32-0306
筒川文化センター	〒626-0432 本坂	33-0161

(平成 24 年 10 月末現在)

11-4 避難時の輸送車両一覧

番号	所有者	乗車人数	台数	輸送人員	備考
1	丹後海陸交通株式会社		15	450	電話:0772-42-0321 災害時輸送協定締結 主に75歳以上高齢者 の避難所への移動に 使用 (対象者440人/定員 30人=14.7台)
2	公用車(マイクロバス)		1	25	主に 75 歳以上高齢者の緊急集合場所への
3	公用車(ワゴン車(ハイエ ース))		2	18	移動に使用
4	公用車(普通車)		18	54	避難先導に使用
5	スクールバス		2	52	小中学校避難に使用

(平成25年2月末現在)

11-5 町内の医療診療施設一覧

番号	所有者	所在地	連絡先
1	伊根町国民健康保険 伊根診療所	伊根町字日出 646	0772-32-3051
2	伊根町訪問看護ステーショ ン	1 7 依则 子 口 伍 040	0772-32-0007
3	伊根町国民健康保険 本庄診療所	伊根町字本庄上 1019-1	0772-33-0114

(平成 24 年 10 月末現在)

11-6 町内の高齢者施設

番号	施設	定員 (登録人数)	所在地	連絡先
1	特別養護老人ホーム 長寿苑	30	伊根町字六万部 154	0772-32—1280
2	小規模多機能型居宅介 護事業所おきなぎの家	18	伊根町字平田 151-1	0772-32-3456
3	伊根町老人福祉センタ 一泊泉苑	ı	伊根町字泊1番地	0772-32-0176

(平成 24 年 10 月末現在)

11-7 町内の障害者施設

番号	施設	所在地	連絡先
1	伊根の里	伊根町字大原 145	0772-32-1424

(平成 24 年 10 月末現在)

11-8 避難確認(未確認)リスト

確 認 欄	確認日時	確認 者	番号	自治区	氏名	ふりがな	性別	年齢	住所	世帯主
0	10/30 13:00	清川	1	(例) 日出	伊根 二郎	いね じろう	男	62		伊根 太郎
	V V V V V V V V V V V V V V V V V V V		1							
			2							
			3							
			4							
			5							
			6							
			7							
			8							
			9							
			10							
			11							
			12							
			13							
			14							
			15							
				5						

※リストは自治区毎に事前作成と定期的な更新を行うこと

11-9 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋

◇ 災害対策基本法第5条第1項「地域防災計画」

第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の 生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当 該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有す る。

◇ 原子力災害対策特別措置法第5条「地域防災計画」

第五条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第四条第一項及び第五条第一項の責務を遂行しなければならない。 (注:災害対策基本法第四条第一項は都道府県の地域防災計画、第五条第一項は上記参照)

◇ 原子力災害対策特別措置法 第10条「原子力防災管理者の通報義務等」

第十条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則(事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令)及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事(事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長)に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

◇ 原子力災害対策特別措置法 第15条「原子力緊急事態宣言」

- 第十五条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生 したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行う とともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。
 - 一 第十条第一項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検 出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量 が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合
- 二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態 が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(以下「原子力緊急事態宣言」という。)をするものと する。
 - 一 緊急事態応急対策を実施すべき区域
- 二 原子力緊急事態の概要
- 三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体(以下「居住者等」という。)に対し周知させるべき事項

◇ 災害対策基本法第60条「市町村長の避難の指示等」

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

11-10 放射能の基礎知識

(1) 放射線

「放射線」は物質を透過する力を持った光線に似たもので、アルファ (α) 線、ベータ (β) 線、ガンマ (γ) 線、エックス(X)線、中性子線などがある。

放射線はこれら種類によって物を通り抜ける力が違いますので、それぞれ異なる物質で 遮ることができる。

(参考) 放射	 対線の種類と透過力
種類	透過力
アルファ線	放射線の中でも重い粒子で、空気中では数センチメートルしか飛ぶことがで
	きず、わずか紙1枚で遮ることができる。
ベータ線	ベータ線も透過力は弱く、アルミ板などの薄金属板で止めることができる。
ガンマ線 エックス線	電磁波なので透過力は強い方だが、鉛や厚い鉄板で止めることができる。
中性子線	鉛や鉄も突き抜けるが、水やコンクリートで止めることができる。
α 線を止める β 線を止める γ 線、 $X線を止める$ 中性子線を止める $x - y = x + y + y + y = x + y + y + y + y = x + y + y + y + y + y + y + y + y + y +$	
	紙 アルミニウム等の 鉛や厚い鉄の板 水やコンクリート 薄い金属板

(2) 放射能

放射線を出す能力を「放射能」といい、この能力をもった物質のことを「放射性物質」という。

出典:資源エネルギー庁「原子力 2010」

懐中電灯に例えると、光が放射線、懐中電灯が放射性物質、光を出す能力が放射能にあたる。

(3) 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。 これらは複合的に起こりえることから、原子力災害対策の実施にあたっては双方を考慮 する必要がある。

被ばくの経路	概要
	人間が体の外から放射線を受ける形式のことをいい、天然や人
外部被ばく	工の放射性物質から出る放射線、宇宙の恒星や超新星の活動が原
	因で発生する放射線を体の外から被ばくを受けること。
	放射性物質が鼻腔や口あるいは創部を介して、体内に取り込ま
	れ、放射性物質が沈着した組織や臓器を被ばくさせること。
	○放射性物質が体内に残存する期間、被ばくは継続する。
内部被ばく	○摂取経路(吸入、経口等)により、被ばく状況が異なる。
というがないよく	○線量が直読できない。
	測定日以前の被ばく線量が直接評価できない。
	摂取日、摂取経路(吸入、経口など)、核種、物質の特性
	等の情報が必要。

(4) 放射線や放射能の単位

放射能の強さや放射線の影響を表す主な単位は以下のとおり。

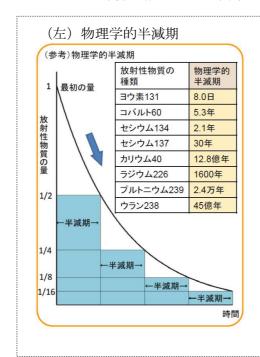
種類	単位	概要
世界部の政士	ನಿರಾವ[D₁]	物質中の放射性物質がもつ放射能の強さを表
放射能の強さ	ベクレル[Bq]	す単位 (放射性核種の1秒間あたりの壊変数)
	グレイ[Gy]	物体や人体の組織が受けた放射線の強さを表
吸収線量		す単位
汉权脉里		(物質 1kg に 1 ジュールのエネルギーを与える
		放射線の量)
	シーベルト[Sv]	人が受けた放射線の健康への影響を表す単位
		(吸収線量(グレイ)に生物学的効果比をかけ
		た値)
始县业县		1Sv (シーベルト)
線量当量		=1,000mSv (ミリシーベルト)
		=1,000,000 μ Sv (マイクロシーベルト)。
		1mSv(ミリシーベルト)
		=1,000 μ Sv (マイクロシーベルト)。
	クーロン毎キログラム [C/kg]	放射線の照射の大きさを表現する単位
照射線量		(空気 1kgに1クーロンのイオン対を生成させ
		る放射線の量)

(5) 放射線の特徴

それぞれの放射性物質には固有の半減期 (1/2になる期間) があり、半減期には大きく「物理学的半減期」「生物学的半減期」の2種類がある。

「物理学的半減期」は、放射性物質が、放射線を放出して別の原子核に変化し、半分に減るまでの期間をいう。

「生物学的半減期」は、体内にとりこまれた放射性物質が、代謝などにより体外に排出されることで半分に減るまでの期間をいう。



(右) 生物学的半減期

	ョウ素 131	セシウム 134	セシウム 137
物理学的 半減期	8日	2年	30年
生物学的 半減期 (ヒト(全身))	乳児:11日 5歳児:23日 成人:80日	1歳まで: 9日 9歳まで:38日 30歳まで:70 50歳まで:90	E
生物学的 半減期 (牛(筋肉))	Ţ	未経産:50~ 雄牛:30~40 子牛:25~30	日

出典:農林水産省「放射性物質の基礎知識」

(6) 医療被ばく

エックス線などの放射線を利用した、健診・検診・診断・治療などの医療(放射線診療) に伴って受ける放射線被ばくを、医療被ばくという。

なお、医療被ばくは、 がんなどの病気や骨折などを診断したり、治療したりするために 必要なことから、他の被ばくのような線量限度は設けられていない。

(7) 実効線量

放射線の種類と性質、人体の組織や臓器の種類によって、人体が放射線を受けたときの 影響は異なることを考慮して算出する放射線量を実効線量とう。実効線量は、放射線の被ば く管理に用いる。

実効線量={組織に吸収されたエネルギー(グレイ)×放射線荷重係数×組織荷重係数}

(参考) 人体の組織や臓器の実効線量

表 2 組織荷重係数 ※1

器官•組織	組織荷重係数:W _T
生殖腺	0.20
骨髄(赤色)	0.12
結腸	0.12
肺	0.12
胃	0.12
膀胱	0.05
乳房	0.05
肝臓	0.05
食道	0.05
甲状腺	0.05
皮膚	0.01
骨表面	0.01
残りの器官・組織 ^{※2}	0.05
合計(全身)	1.00

※1 この係数は実効線量算出のためのもので、性、年齢に関係なく使用する。 ※2 線量計算上「残りの組織」に取り上げられる器官・組織は: 副腎, 脳、大腸(上部)、小腸、腎臓、筋肉、膵臓、脾臓、胸腺、子宮。これらの器官が特に大きい被ばくをした場合には各器官のWTの数値として 0.025を用いる。これら以外の器官・組織については障害上問題となる場合は、100円となる場合は、100円となる場合は関係したとことはない。 合は取り上げるが、通常はこれら以外の器官・組織が問題となることはない。

出典:一般財団法人 高度情報科学技術研究機構

11-11 用語等の定義・説明

用語等	定義・説明
原子力災害	原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害。 (原子力災害対策特別措置法第2条第1項)
原子力緊急事態	原子力施設外あるいは放射性物質運搬時の容器外に、放射性物質 又は放射線が異常な水準で放出された事態。(原子力災害対策特別措 置法第2条第2項)
放射性物質の放出形態、プルーム	原子炉施設の多重の物理的防護壁が機能しない場合、放射性物質が周辺環境に放出される。 大気へ放出の可能性がある放射性物質は、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。これらは、気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団(プルーム)となる。 プルームの移動距離が長くなると拡散により濃度は低くなる傾向にあるが、風下方向に一定の距離を移動するため、広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性がある。
被ばく(外部被ばく、内部被ばく)	「外部被ばく」は、体外にある放射線源から放射線を受けること。 「内部被ばく」は、放射性物質を吸入、経口摂取等によって体内 に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けること。
SPEEDI (スピーディー)、MACCS2	どちらも、放射能の影響を予測するシステムの名称。 MACCS2は、年間の気象パターンや風向きなどのデータから、 放射性物質の拡散の傾向を計算する。SPEEDIを用いた解析では地形情報・風向分布等の様々なパラメータを用いるため、年間を 通じた全サイトの解析を行うには膨大な時間が必要になるため、伊 根町ではMACCS2を主に情報源としている。
防災対策を重点的に実施すべ き地域の範囲(EPZ)	原子力施設に起因する放射性物質または放射線の異常放出が発生 した場合、緊急に講ずべき対策として、周辺住民等の屋内退避や避 難等放射線被ばくを低減するための必要な措置をとるための判断の 目安となる原子力施設からの範囲。この範囲は、地方公共団体が地 域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し定める。
予防的防護措置を準備する区 域 (PAZ)	緊急事態において、重篤な影響等を回避するため、直ちに避難を 実施する等、放射性物質の放出前段階から予防的に防護措置を準備 する区域のこと。 区域の目安を「原子力施設から概ね半径 5km」とする。
緊急時防護措置を準備する区 域(UPZ)	緊急事態において、確率的影響を実行可能な限り低減するため、 緊急時防護措置を準備する区域のこと。 区域の目安を「原子力施設から概ね30km」とする。
プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (PPA)	UPZの外においても、事故発生時の初期段階では放出されたプルーム通過時の放射性ヨウ素の吸入等による甲状腺被ばくの影響が想定されるため、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避等、PAZやUPZに準じた防護措置を講じる必要が生じる可能性のある区域のこと。 (具体的な区域の目安については、今後、原子力規制委員会において検討する)
等価線量	放射線は吸収線量が同じでも、種類によって人体への影響が違うため、臓器や組織が吸収した線量に対し、放射線の種類ごとに影響の大きさを重み付けしたものを「等価線量」という。(単位は Sv (シーベルト))

用語等	定義・説明
予測線量	放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、何らの措置 も講じなければ受けると予測される線量(大きさ)。(単位は Sv (シ ーベルト))
実効線量	臓器ごとに等価線量と組織加重係数をかけて、全身分を足し合わせたものを「実効線量」という。 実効線量は全身の平均的な影響を考慮した放射線量を表す。 (単位は Sv (シーベルト))
Sv (シーベルト) mSv (ミリシーベルト) μSv (マイクロシーベルト)	人体に及ぼす影響の大きさを計る放射線量の単位。 日本人が自然界から受ける放射線量は年間平均約1.5mSv(ミリシーベルト)程度。胸部レントゲンは0.3~1mSv(ミリシーベルト)程度。 単位は、1Sv(シーベルト)=1,000mSv(ミリシーベルト)= 1,000,000 μ Sv(マイクロシーベルト)。 1mSv(ミリシーベルト)=1,000 μ Sv(マイクロシーベルト)。
緊急活動レベル(EAL。 Emergency Action Level)	初期段階における避難等の予防的防護措置 (PAZ内) を確実かつ迅速に開始するために設定する判断基準。原子力施設の状態等で表される。
運用上の介入レベル (OIL。 Operation Intervention Level)	環境への放射性物質の放出後、主に住民等の確率的影響の発生を 低減するための防護措置を適切に実施するために設定する判断基 準。環境において計測可能な値で表される。

出典:原子力災害対策指針、独立行政法人放射線医学総合研究所